

岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地下水の常時監視等を通じ地下水汚染を発見したとき、地下水の汚染事故が発生したとき又は土壌汚染等により地下水汚染のおそれがあるときに迅速かつ適切に対応するための必要な手続きについて定めるものとする。

(飲用井戸設置者の責務)

第2条 飲用に使用するための井戸（以下「飲用井戸」という。）を設置しようとする者又はその設置者若しくは管理者（以下「飲用井戸設置者等」という。）は、その日常生活に不可欠な飲用水の安全の確保のために、自らの責任において次の各号に定める必要な措置を行うものとする。

- 一 飲用井戸及びその周辺は、常に清潔保持に努めること。
- 二 飲用井戸の構造物については、定期的に点検及び管理を行うこと。
- 三 飲用井戸を新たに設置しようとするときは、周辺地下水の汚染状況に関する情報を県又は市町村から得るなどして、地下水汚染のおそれのないことを確認しておくこと。

また、汚濁水等の混入がないよう、設置場所、設備等に十分配慮すること。

- 2 飲用井戸設置者等は、飲用井戸の衛生の確保を図るため、定期的に水質検査を行うものとする。
- 3 飲用井戸設置者等は、汚染が判明した場合は、速やかに県事務所（岐阜地域環境室を含む。以下同じ。）へ連絡するなど適切な措置を行うものとする。

(事業者等の責務)

第3条 有害物質取扱事業者（水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質（以下「有害物質」という。）を取り扱う事業者をいう。以下同じ。）は、有害物質による地下水汚染が地域住民の健康に重大な影響を及ぼすことを十分認識し、企業モラル及び経営者モラルに従い、有害物質の厳正な保管及び使用に努めるものとする。

- 2 有害物質取扱事業者は、水質汚濁防止法第14条の2第1項に定める地下水汚染のおそれのある事故が発生した場合は、同項の規定により、県事務所に速やかに届け出るものとする。
- 3 有害物質取扱事業者に限らず自主的に地下水調査を実施した者は、調査の結果、有害物質による汚染を新たに確認した場合には、その旨を県事務所に速やかに報告するものとする。
- 4 有害物質取扱事業者に限らず自主的に土壌汚染状況調査を実施した者は、調査の結果、有害物質による土壌汚染を確認した場合には、その旨を県事務所に速やかに報告するものとする。

なお、土壌汚染対策法の規定が適用となる場合については、土壌汚染対策法に基づき対応するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、地下水汚染対策の広域にわたる施策の実施及び市町村が行う地下水汚染対策の総合調整を行うものとする。

- 2 県は、地下水の常時監視のため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、国と協議して地下水測定計画を毎年度策定するとともに、必要に応じて、国に対し技術的な支援を求めるものとする。

(市町村との協働)

第5条 県は、市町村に対して常時監視の実施に際して調査井戸の選定などに協力を求めるとともに、有害

物質による地下水汚染が判明した場合には、密接に連携を図り対応するものとする。

また、市町村が地下水の汚染地域における住民への情報提供や相談等に対応できるよう、必要な情報を提供するものとする。

(緊急要望検査)

第6条 飲用井戸設置者等は、個人住宅、寄宿舍、共同住宅等において使用する飲用井戸であって、事業活動のために使用するものでない井戸について、その井戸水の性状等に異常があると思われる場合には、県事務所に対し、検査を申し出ることができるものとする。

2 県事務所は、前項の規定による検査の申し出に係る飲用井戸が、有害物質を取り扱う事業所の周辺又は県における地下水測定計画に基づく地下水検査、事業者からの事故報告等により地下水に異常値が確認された地点から概ね半径1キロメートル以内の地域にある飲用井戸である場合は、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）別表に掲げる項目のうち必要と思われる項目を選定し、検査（以下「緊急要望調査」という。）を実施するものとする。

3 県事務所は、緊急要望検査の結果を依頼者に速やかに通知するものとし、緊急要望検査の結果、環境基準を超える有害物質が検出された場合は、直ちに井戸水の飲用を避けるよう指導を行うものとする。

4 緊急要望検査に要する経費は、県が負担するものとする。ただし、汚染原因が特定された場合は、県は、汚染原因者にその費用を請求するものとする。

(事故報告等への対応)

第7条 県事務所は、第3条第2項、第3項または第4項の規定による報告等を受け、地下水汚染を確認したとき、もしくは、土壤溶出量基準の超過を確認し、地下水汚染のおそれがあると認めるときは、次に掲げる措置を直ちに行うものとする。

一 市町村と協働して、関係する自治会等への通知、地元説明会の開催等必要な対策を行うこと。

二 市町村と協働して、周辺の地下水調査を実施するとともに、飲用井戸設置者等に対し、井戸水の飲用を避けるよう周知すること。

三 報告者又は他に原因者がある場合にはその原因者に対して、汚染の詳細調査及びその汚染対策を指導すること。

(対策会議の開催)

第8条 県事務所は、前条に掲げる措置を行うため、県関係機関、市町村その他必要な機関を構成員とした会議（以下「対策会議」という。）を開催するものとする。

2 対策会議においては、次に掲げる事項について協議するものとする。

一 公表の内容に関すること。

二 周辺の地下水調査を実施する範囲、方法、項目に関すること。

三 汚染原因の特定のために必要な措置に関すること。

3 前項の協議においては、必要に応じて、学識経験者等の意見を参考にすることができる。

(調査の方法)

第9条 第7条第2号に掲げる調査は、次項以降により行うものとする。

2 地下水の基準を超過している場合は、汚染源から半径約500メートルの地域について、当該地域における地形、地下水の流向、有害物質を取り扱う事業所の有無（既に廃業しているものを含む。）、地下水の利用状況について詳細な現地調査を行うとともに、原則として範囲内の全ての井戸について必要な水質

検査を実施するものとする。

- 3 土壌溶出量基準を超過している場合は、次項の場合を除き、前項に準じて調査を実施することとし、汚染原因物質の種類又は地下水の流向等により調査範囲を次の各号に定めるとおり変更できることとする。
 - 一 シアン、カドミウム、鉛、水銀、セレン、その他農薬等による汚染については、汚染源から半径80mとする。
 - 二 砒素、ふっ素、ほう素による汚染については、汚染源から半径250mとする。
 - 三 当該地域における地下水の流向が明らかな場合には、主流動方向の左右90°の全体で180°の範囲内とする。
 - 四 山地、自然河川により隔てられ、地下水の流動が生じないと考えられる地域がある場合は、これを除く範囲とする。
- 4 土壌溶出量基準を超過している土地を含む敷地内において、地下水の流向及び汚染深度と地下水位の関係を考慮された適正な地下水調査により、地下水への汚染がないことが確認されている場合については、原則として前項の調査を実施しないことができる。
- 5 第1次調査（第1項の規定による調査及び検査をいう。）により環境基準を超える井戸水が検出された場合（これに相当する場合でさらに調査及び検査が必要な場合を含む。）は、第1次調査の対象とした当該井戸からさらに半径300メートル拡大して、当該調査に準じ、必要な調査及び検査（以下「調査等」という。）を行うものとする。
- 6 第2次調査（前項の規定による調査等をいう。）の結果さらに追加の調査等が必要な場合には、その範囲を特定のうえ、必要な調査等を行うものとする。
- 7 第3次調査（前項の規定による調査等をいう。）の結果さらに追加の調査等が必要な場合には、対策会議での協議により、その調査等を行う範囲を特定の上、必要な調査等を行うものとする。

（応援体制）

第10条 県事務所は、地下水汚染の範囲が広域となり調査等の体制を拡充強化する必要があると判断した場合は、環境管理課と調整のうえ、環境エネルギー生活部の職員の派遣を求める等の措置をとるものとする。

（常時監視等において異常値を検出した場合の措置）

第11条 県事務所は、常時監視又は緊急要望検査において異常値を検出した場合は、第7条から第10条までの規定に準じて必要な措置をとるものとする。

（公表）

第12条 県事務所は、第3条第2項、第3項または第4項の規定による報告等を受けた場合は、原則としてその内容について速やかに公表するものとする。

- 2 県事務所は、常時監視及び緊急要望検査において異常値を検出した場合は、関係する市町村と協議のうえ、その内容について速やかに公表するものとする。

ただし、既に汚染が判明しており、周辺調査が実施されている事案を除く。

（有害物質取扱事業者等の報告義務）

第13条 有害物質取扱事業者は、第3条第2項に基づく届け出を行った場合、その後に実施した措置、今後の対応方針等を記載した報告を所管の県事務所及び当該事故地の所在する市町村に速やかに提出するものとする。

- 2 第3条第3項または第4項に基づく報告を行った者は、その後の汚染土壌または地下水汚染に対する措

置等について県事務所及び市町村に報告するものとする。

なお、土壌汚染対策法の規定の適用となる場合については、土壌汚染対策法に基づき対応するものとする。

(報告)

第14条 県事務所は、前条の規定による報告、関係市町村及び県事務所の対応等を取りまとめた報告を速やかに環境管理課へ報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。